

## 就労系障害福祉サービス

# 障害のある方の就労を支援します

障害のある方が一般就労(一般企業などで雇用契約に基づき就労)するに当たり、働くための訓練や支援が必要な場合、その訓練や支援を受ける場として「就労系障害福祉サービス」があります。

主に日中、障害福祉サービス事業所に通い、生産活動や社会参加、就労に向け訓練を受けます。

このサービスを利用できる方は、障害者手帳(身体・療育・精神)または自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方と難病患者です。サービス提供事業所ごとに支援の内容は異なります。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

### 《就労系障害福祉サービス》

7月1日現在

| 種類       | 内容                                                                     | 対象                                                                                                      | 利用期間    | 市内事業所数 |
|----------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 就労移行支援   | ○事業所内での生産活動<br>○企業実習<br>○求職活動の支援<br>○知識や能力向上の訓練や評価<br>○就職後の職場定着の支援     | ○65歳未満の方<br>○一般企業等への就労を希望する方<br>○企業に雇用されることが可能と見込まれる方                                                   | 2年間(原則) | 2      |
| 就労継続支援A型 | ○事業所と「雇用契約」を結び、就労の機会を提供<br>○知識や能力向上の訓練                                 | ○雇用契約に基づく就労が可能の方<br>○利用開始時に65歳未満の方                                                                      | 制限なし    | 3      |
| 就労継続支援B型 | ○就労や生産活動やその他の活動の機会を通じてステップアップを目指す。<br>○生産活動から得られた収益は「工賃」として利用者に支払われます。 | ○就労経験がある方で一般就労が困難となった方<br>○就労移行支援を利用したが一般就労に結び付かなかった方<br>○就労移行支援事業者等のアセスメントを受けた上で、就労継続支援B型の利用が適当と判断された方 | 制限なし    | 14     |

※サービス利用に当たっては、原則としてサービスに要した費用の1割負担となりますが、利用者本人および配偶者の所得状況に応じて、月額負担上限額があります。各サービスの利用を希望する方は社会福祉課に相談してください。

## 生活支援コーディネーター

### ②地域の課題(困りごと)を把握

#### 地域の課題ってどんなこと？

地域には、いろいろな困りごとがあります。例えば、ごみ出しや買い物、除雪などが地域に暮らす高齢者にとって課題になっているかもしれません。これらが地域課題になります。

#### 地域課題を把握するには？

地域の困りごとは、元気で暮らしているときには、なかなか気付きません。そこで、生活支援コーディネーターは、皆さんと一緒に地域の困りごとを把握する取り組みを行っています。

「コミュニティなかすじまごころ部」では、地域の課題を話し合う「日常生活見守りマップづくり」を実施しています。その際、コーディネーターは、地域の皆さんと一緒に一つ一つの課題を確認し、

市では、平成27年4月から豊岡市社会福祉協議会に委託して、6人の生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置しています。生活支援コーディネーターの役割や活動を紹介します。

視覚的に地域が眺められるよう、地図に記入していく作業を行っています。出てきた課題のうち、すぐに取り組めることは取組みを検討します。



地域の課題を確認

#### 地域課題の見える化と共有

コーディネーターの役割は、地域の方自身が課題を把握できるよう支援し「見える化」することで、地域の中で課題を共有し、解決に向けた話し合いや取組みへとつなげていくことです。地域の困りごとなどで話し合いを検討している方は、相談してください。

《問合せ》豊岡市社会福祉協議会地域福祉課

☎23-2573 市高年介護課 ☎29-0055